

美濃加茂都市計画特定用途制限地域の決定（美濃加茂市決定）

都市計画特定用途制限地域を次のように決定する。

種類	区域	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
特定用途制限地域	<p>美濃加茂インターチェンジ周辺地区</p> <p>ただし、次の区域を除く。</p> <p>(1) 農用地区域</p> <p>(2) 保安林</p> <p>(3) 農地法第5条第2項第1号に掲げる農地又は採草放牧地の区域</p>	約 168 ha	<p>1. 危険性や環境を悪化させるおそれのある一定規模以上の工場、貯蔵施設など</p> <p>2. 一定規模（1,500 m<sup>2</sup>）を超える店舗、事務所など</p> <p>3. ホテル、旅館</p> <p>4. 遊戯施設（ボーリング場、カラオケボックス、劇場、映画館など）</p> <p>5. 風俗施設（性風俗店、ぱちんこ屋、マージャン屋など）</p> <p>6. 倉庫業を営む倉庫</p> <p>7. 畜舎（床面積が 15 m<sup>2</sup>を超えるもの）</p>	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」